



耕作権裁判に先立ち千葉地裁前をデモ行進（11月13日）

成田市天神峰の専業農家・市東孝雄さんの農地をめぐる裁判（耕作権裁判）が千葉地裁民事第2部（齊藤顕裁判長）で開かれています。この裁判は、成田空港会社（NAA）が市東さんの耕している農地の一部について「不法耕作」と決めつけ、市東さんにその明け渡しを求めているものです。

市東さんは父親から引き継いだ農地を日々額に汗して耕し続け、小作料も遅れることなく地主に納めるなど何一つ落ち度はありません。市東さんが現在耕している農地すべてにゆるぎない耕作権が存在しています。

そもそも、空港公団（現NAA）は耕作者（小作）である市東さんに秘密で地主から底地の買収を行い、15年以上も隠し続けていました。このこと自体が前代未聞の違法・脱法行為であり許されるものではありません。NAAが地主面をして市東さんを「不法耕作者」呼ばわりする資格など1ミリもないのです。

NAAは、地主との底地買収にかかわる報告書などの文書は「一切存在しない」などとウソをつき裁判所の文書提出命令にも従わず、提出を拒んできました。さらに、市東さんの耕作場所の位置特定に関する唯一の証拠として出した「同意書」「境界確認書」も、誰がど

のように作成したのかを明らかにせず、筆跡・印鑑は偽造されたものでした。NAAの主張は完全に崩れました。

●齊藤裁判長は徹底審理を尽くせ！

市東さんの当初耕作地の位置について特定するためには隣接する農地を耕していた石橋家の耕作地がどこなのかをはっきりさせればおのずと明らかになります。

そして法理哲二元空港公団職員は石橋家の所有地・耕作地の買収担当であり、当然当初耕作地を知っているはずです。

前回の裁判で法理氏は証人として呼び出しを受けながら、法廷に来ることはありませんでした。正当な理由なく出頭しない証人の勾引を裁判所は命じることができません。

みなさん。「齊藤裁判長は勾引手続きをただちに取り、徹底審理を尽くせ！」の声を共に上げて下さい。12月18日の千葉地裁デモと裁判傍聴にぜひ駆けつけて下さい。

市東さんの南台農地を守ろう！ 耕作権裁判 & 千葉地裁デモ

12月18日（月）正午 千葉市中央公園集合
→千葉市街地をデモ
午後1時45分 開廷 千葉地裁 601号法廷

